No.6

令和６年９月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目　　次

認定第　１号　令和５年度戸田市一般会計歳入歳出決算認定について……別冊 No. 1-1

認定第　２号　令和５年度戸田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について……別冊 No. 1-2

認定第　３号　令和５年度戸田市市民医療センター特別会計歳入歳出
決算認定について……別冊 No. 1-2

認定第　４号　令和５年度戸田市交通災害共済事業特別会計歳入歳出
決算認定について……別冊 No. 1-2

認定第　５号　令和５年度戸田市海外留学奨学事業特別会計歳入歳出
決算認定について……別冊 No. 1-2

認定第　６号　令和５年度戸田市火災共済事業特別会計歳入歳出決算
認定について……別冊 No. 1-2

認定第　７号　令和５年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計
歳入歳出決算認定について……別冊 No. 1-2

認定第　８号　令和５年度戸田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて……別冊 No. 1-2

認定第　９号　令和５年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計
歳入歳出決算認定について……別冊 No. 1-2

認定第１０号　令和５年度戸田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について……別冊 No. 1-2

認定第１１号　令和５年度戸田市在宅介護支援事業特別会計歳入歳出
決算認定について……別冊 No. 1-2

認定第１２号　令和５年度戸田市水道事業会計決算認定について……別冊 No. 2

認定第１３号　令和５年度戸田市下水道事業会計決算認定について……別冊 No. 2

報告第１５号　令和５年度決算における健全化判断比率の報告について……１頁

報告第１６号　令和５年度戸田市水道事業会計決算における資金不足
比率の報告について……２頁

報告第１７号　令和５年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足
比率の報告について……３頁

報告第１８号　令和５年度戸田市一般会計継続費精算報告書の報告
について……４頁

報告第１９号　令和５年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計
継続費精算報告書の報告について……５頁

報告第２０号　令和５年度戸田市水道事業会計継続費精算報告書の報告
について……６頁

議案第７６号　埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について……７頁

議案第７７号　戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例……９頁

議案第７８号　戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例……１０頁

議案第７９号　戸田市遺児手当支給条例の一部を改正する条例……１１頁

議案第８０号　戸田市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例……１３頁

議案第８１号　戸田市道路占用料条例の一部を改正する条例……１４頁

議案第８２号　戸田市水道事業給水条例の一部を改正する条例……１７頁

議案第８３号　新曽第一地区２号調整池築造工事請負契約について……１９頁

議案第８４号　新曽第一地区北戸田駅西口駅前交通広場整備工事請負
契約について……２２頁

議案第８５号　芦原小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負変更契約について……２５頁

議案第８６号　令和５年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……２６頁

議案第８７号　令和５年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……２７頁

議案第８８号　令和６年度戸田市一般会計補正予算（第４号）……別冊 No. ８

議案第８９号　令和６年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）……別冊 No. ８

議案第９０号　令和６年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）……別冊 No. ８

議案第９１号　令和６年度戸田市介護保険特別会計補正予算（第１号）……別冊 No. ８

議案第９２号　令和６年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）……別冊 No. ８

議案第９３号　令和６年度戸田市水道事業会計補正予算（第１号）……別冊 No. ９

報告第１５号

令和５年度決算における健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により、令和５年度決算における健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
―	―	８．２	１８．１
（ １１．７１ ）	（ １６．７１ ）	（ ２５．０ ）	（ ３５０．０ ）

備考　括弧書は早期健全化基準を示す。

令和６年８月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第１６号

令和５年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、令和５年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

（単位：％）

資金不足比率
― （　　２０．０　　）

備考　括弧書は経営健全化基準を示す。

令和６年８月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第１７号

令和５年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、令和５年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

（単位：％）

資金不足比率
― （　　２０．０　　）

備考　括弧書は経営健全化基準を示す。

令和６年８月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第１８号

令和５年度戸田市一般会計継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４５条第２項の規定により、次のとおり報告する。

令和５年度戸田市一般会計継続費精算報告書

（単位：円）

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	3 河川費	上戸田川整備工事	R4	62,986,000	16,000,000	13,800,000	18,686,000	14,500,000	20,410,000	6,700,000	7,200,000	5,376,000	1,134,000	42,576,000	9,300,000	6,600,000	13,310,000	13,366,000
			R5	76,560,000	24,000,000	28,300,000	21,024,000	3,236,000	114,576,500	33,300,000	6,600,000	32,510,600	42,165,900	△ 38,016,500	△ 9,300,000	21,700,000	△ 11,486,600	△ 38,929,900
			計	139,546,000	40,000,000	42,100,000	39,710,000	17,736,000	134,986,500	40,000,000	13,800,000	37,886,600	43,299,900	4,559,500	0	28,300,000	1,823,400	△ 25,563,900
10 教育費	2 小学校費	戸田第一小学校改築等工事（Ⅰ・Ⅱ期）	R3	65,000,000	21,660,000	39,000,000	0	4,340,000	65,000,000	21,660,000	39,000,000	0	4,340,000	0	0	0	0	0
			R4	1,880,005,000	345,607,000	1,039,900,000	240,000,000	254,498,000	1,880,005,000	347,007,000	1,039,900,000	240,000,000	253,098,000	0	△ 1,400,000	0	0	1,400,000
			R5	1,689,981,000	159,950,000	1,077,000,000	220,000,000	233,031,000	1,689,980,329	158,306,000	1,075,300,000	220,000,000	236,374,329	671	1,644,000	1,700,000	0	△ 3,343,329
			計	3,634,986,000	527,217,000	2,155,900,000	460,000,000	491,869,000	3,634,985,329	526,973,000	2,154,200,000	460,000,000	493,812,329	671	244,000	1,700,000	0	△ 1,943,329
		笹目小学校外壁及び屋上防水改修工事	R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			R5	338,657,000	0	253,900,000	40,000,000	44,757,000	243,133,000	0	182,100,000	40,000,000	21,033,000	95,524,000	0	71,800,000	0	23,724,000
			計	338,657,000	0	253,900,000	40,000,000	44,757,000	243,133,000	0	182,100,000	40,000,000	21,033,000	95,524,000	0	71,800,000	0	23,724,000

令和６年８月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第１９号

令和５年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４５条第２項の規定により、次のとおり報告する。

令和５年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計継続費精算報告書

（単位：円）

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
2 事業費	1 事業費	（仮称）3号橋築造工事	R4	50,000,000	25,000,000	0	0	25,000,000	18,000,000	13,000,000	0	0	5,000,000	32,000,000	12,000,000	0	0	20,000,000
			R5	86,294,000	32,900,000	0	0	53,394,000	109,066,752	47,500,000	0	0	61,566,752	△ 22,772,752	△ 14,600,000	0	0	△ 8,172,752
			計	136,294,000	57,900,000	0	0	78,394,000	127,066,752	60,500,000	0	0	66,566,752	9,227,248	△ 2,600,000	0	0	11,827,248

令和６年８月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第２０号

令和５年度戸田市水道事業会計継続費精算報告書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第１８条の２第２項の規定により、次のとおり報告する。

令和５年度戸田市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画			実績			比較		
				年割額	左の財源内訳		支払義務発生額	左の財源内訳		年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳	
					企業債	自己資金		企業債	自己資金		企業債	自己資金
				円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	令和４年度西部浄水場１号配水ポンプオーバーホール及びＶＶＶＦ盤更新等工事	R4	8,030,000	5,940,000	2,090,000	6,380,000	4,500,000	1,880,000	1,650,000	1,440,000	210,000
			R5	212,190,000	192,137,000	20,053,000	186,120,000	161,000,000	25,120,000	26,070,000	31,137,000	△ 5,067,000
			計	220,220,000	198,077,000	22,143,000	192,500,000	165,500,000	27,000,000	27,720,000	32,577,000	△ 4,857,000

令和６年８月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第７６号

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２９１条の３第１項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

令和６年８月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

別紙

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年指令市第２０７９号）の一部を次のように変更する。

別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附　則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

議案第７７号

戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例(昭和３６年条例第５号)の一部を次のように改正する。

第１条第１号中「５４０,０００円」を「５７９,０００円」に改め、同条第２号中「４９０,０００円」を「５２９,０００円」に改め、同条第３号中「４５５,０００円」を「４９４,０００円」に改め、同条第４号中「４５０,０００円」を「４８９,０００円」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和６年８月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第７８号

戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険条例（昭和３９年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第１３条中「第９項」を「第５項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に、「１００，０００円」を「、１００，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年１２月２日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和６年８月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第７９号

戸田市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

戸田市遺児手当支給条例（昭和４５年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「あわせて」を「、あわせて」に改める。

第３条中「に該当」を「のいずれにも該当」に、「もの」を「者」に改め、同条第１号中「いる者で引続き本市に１年以上居住していること。」を「おり、本市に居住している者」に改め、同条第２号中「前年の所得が児童手当法施行令（昭和４６年政令第２８１号）第１４条で定める額以下の者で、かつ、」を削る。

第５条中「前条の規定により」を「前条に規定する」に、「もの」を「者」に改める。

第７条中「もの」を「者」に、「１に」を「いずれかに」に改め、同条第１号を次のように改める。

(1)　保護者でなくなったとき。

第７条第２号及び第３号中「とき」を「とき。」に改め、同条に次の１号を加える。

(4)　遺児の父又は母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）したとき。

第８条中「したがい」を「従い」に改める。

第９条中「１に」を「いずれかに」に改め、同条各号中「とき」を「とき。」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の戸田市遺児手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和６年１０月分以降の手当について適用し、同月分前の手当については、なお従前の例による。

（支給期間の特例）

３　新条例の規定により、新たに手当の支給要件に該当することとなる保護者

が、施行日から令和６年１０月３１日までの間に手当の認定の請求をした場合は、第６条の規定にかかわらず、同年１０月分から支給する。

令和６年８月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第８０号

戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中１４の項を１５の項とし、９の項から１３の項までを１項ずつ繰り下げ、８の項の次に次のように加える。

９　市長	遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２の１の項中「又は特例給付（同法附則第２条第１項に規定する給付をいう。）」を削り、同表中１５の項を１６の項とし、９の項から１４の項までを１項ずつ繰り下げ、８の項の次に次のように加える。

９ 市長	遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第２の１の項の改正規定は、令和６年１０月１日から施行する。

（準備行為）

２　この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の実施のために必要な準備行為を行うことができる。

令和６年８月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第８１号

戸田市道路占用料条例の一部を改正する条例

戸田市道路占用料条例（昭和５１年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表の単位占用料額の欄を次のように改める。

単位占用料額
３，７００
５，６００
７，６００
３，３００
５，２００
７，２００
３３０
３３
２０
３，２００
２，０００
６，５００
２，７００
７，８００
６，５００
１４０
２００
２９０
３９０
５９０
７８０
１，４００
２，０００
３，９００
６，５００

Aに０．００４を乗じて得た額
Aに０．００６を乗じて得た額
Aに０．００７を乗じて得た額
３，９００
２，４００
６，５００
７８
７８０
７８０
７，８００
５，２００
７８
７８０
７８
７８０
７，８００
３，９００
７８０
６５０
Aに０．００８を乗じて得た額
Aに０．０１７を乗じて得た額
Aに０．０２５を乗じて得た額
Aに０．０１を乗じて得た額
Aに０．００７を乗じて得た額
Aに０．０２２を乗じて得た額
Aに０．００７を乗じて得た額
Aに０．０２５を乗じて得た額

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の戸田市道路占用料条例の規定は、施行日以後に納入通知書を通知する占用料について適用し、同日前に納入通知書を通知する占用料については、なお従前の例による。

令和６年８月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第８２号

戸田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

戸田市水道事業給水条例（昭和３８年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項の表中「１００，０００円」を「１４０，０００円」に、「１６０，０００円」を「２３０,０００円」に、「４００,０００円」を「４８０,０００円」に、「1，３００,０００円」を「1，５９０,０００円」に、「2，２００,０００円」を「2，６９０,０００円」に、「5，５００,０００円」を「7,０２０,０００円」に、「１０,４３０,０００円」を「１３,６３０,０００円」に、「２２,６００,０００円」を「２６,３４０,０００円」に改める。

第２３条第１項第１号の表中「３４０円」を「４５０円」に、「６２０円」を「８３０円」に、「８４０円」を「1，１３０円」に、「2，２００円」を「2，９５０円」に、「5，７００円」を「7，６３０円」に、「１０，５００円」を「１４,０４０円」に、「２０,７００円」を「２７,６８０円」に、「５７,７００円」を「７７，１６０円」に改め、同項第２号の表中「４５円」を「６０円」に、「８０円」を「１０５円」に、「１２０円」を「１６０円」に、「１６０円」を「２１５円」に、「２００円」を「２６５円」に、「２６０円」を「３５５円」に改め、同条第２項第１号の表中「３４０円」を「４５０円」に、「６２０円」を「８３０円」に、「８４０円」を「1，１３０円」に、「2，２００円」を「2，９５０円」に、「5，７００円」を「7，６３０円」に、「１０，５００円」を「１４，０４０円」に、「２０，７００円」を「２７，６８０円」に、「５７，７００円」を「７７，１６０円」に改め、同項第２号の表中「５５円」を「７５円」に、「８０円」を「１０５円」に改め、同条第３項中「２６０円」を「３５０円」に改め、同条第４項中「３４０円」を「４５０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の戸田市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第６条第２項の規定は、施行日以後に給水装置の新設又は改造の申込みをしたものから適用し、施行日前に給水装置の新設又は改造の申込みがされており、かつ、令和７年９月３０日までの間に当該申込みによる給水装置工事が

しゅん工した場合は、なお従前の例による。

３　新条例第２３条の規定にかかわらず、施行日前に給水の申込みがされており、かつ、施行日以後最初の計量において使用水量が１立方メートル以上である場合は、当該計量により料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

令和６年８月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第８３号

新曽第一地区２号調整池築造工事請負契約について

新曽第一地区２号調整池築造工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　工 事 名　　新曽第一地区２号調整池築造工事

２　場　　所　　戸田市大字新曽字芦原２１３３番１の一部外

３　工事内容　　新曽第一地区２号調整池の築造に伴う工事

４　金　　額　　金１，００６，５００，０００円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 91,500,000 円)

５　工　　期　　本契約締結日の翌日から

令和８年１２月２８日まで

６　契 約 者　　戸田市本町五丁目１１番１５号

株式会社ジンワ

代表取締役　早　川　昭　夫

令和６年８月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第８３号参考

新曽第一地区２号調整池築造工事概要

工事概要

１　新曽第一地区２号調整池の築造に伴う工事

(1)　本体工　　貯水容量　４，２６５㎥

(2)　機械・電気設備工　　排水ポンプ、ポンプ制御盤（屋外自立型）

入　　札　　結　　果

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

回　数 業者名	第　1　回	摘　要
(株)ジ　　ン　　ワ	９１５,０００,０００	落　札
(株)内　田　緑　化　興　業	９７２,２３０,０００	
(株)鴻池組　さいたま営業所	９９９,５００,０００	
斎　　藤　　工　　業(株)	１,０００,０００,０００	

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

設　　計　　額	１,０５６,７７０,０００
予　定　価　格	１,０５６,７７０,０００
調査基準価格	９７２,２２８,４００

議案第８４号

新曽第一地区北戸田駅西口駅前交通広場整備工事請負契約について

新曽第一地区北戸田駅西口駅前交通広場整備工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　工 事 名　　新曽第一地区北戸田駅西口駅前交通広場整備工事

２　場　　所　　戸田市大字下笹目字谷口１１５番１４外

３　工事内容　　新曽第一地区北戸田駅西口駅前交通広場の整備に伴う工事

４　金　　額　　金３２４，５００，０００円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 29,500,000 円)

５　工　　期　　本契約締結日の翌日から

令和８年２月２７日まで

６　契 約 者　　戸田市美女木五丁目４番地の２

株式会社市ヶ谷組

代表取締役　市ヶ谷　昌　彦

令和６年８月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第８４号参考

新曽第一地区北戸田駅西口駅前交通広場整備工事概要

工事概要

１　新曽第一地区北戸田駅西口駅前交通広場の整備に伴う工事

(1)　北戸田駅西口駅前交通広場　　３，６００㎡

(2)　都市計画道路　　２０１．４ｍ

入　　札　　結　　果

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

回　数 業者名	第　1　回	摘　要
(株)市　　ヶ　　谷　　組	２９５,０００,０００	落　札
(株)ジ　　ン　　ワ	辞　退	
中　央　建　設　協　同　組　合	辞　退	

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

設　　計　　額	２９９,７４２,０００
予　定　価　格	２９９,７４２,０００
調 査 基 準 価 格	２７４,２７２,０００

議案第８５号

芦原小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負変更契約について

芦原小学校教室棟(含給食調理場)増築等工事請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　工 事 名　　芦原小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事

２　場　　所　　戸田市大字新曽字芦原１９６１番外

３　工事内容　　芦原小学校教室棟の増築等に伴う工事

４　金　　額　　変更前　金１,１６３,５１８,６２０円

変更後　金１,１７５,５３０,６７６円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 106,866,425 円)

５　工　　期　　令和５年６月３０日から

令和６年１０月３１日まで

６　契 約 者　　さいたま市北区日進町一丁目３１９番地

株式会社佐伯工務店

代表取締役　安　藤　正　浩

令和６年８月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第８６号

令和５年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和５年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金１３３，３７９，７５２円を、以下のとおり積み立てることについて議会の議決を求める。

令和５年度　戸田市水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

		資本金 自己資本金	資　本 剰余金	未　処　分 利益剰余金
当年度末残高		10,613,378,752	601,240,133	133,379,752
議会の議決による処分額	減債積立金の積立	0	0	△133,379,752
処分後残高		10,613,378,752	601,240,133	（繰越利益剰余金） 0

令和６年８月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第８７号

令和５年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和５年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金２９，９２５，１４９円を、以下のとおり積み立てることについて議会の議決を求める。

令和５年度　戸田市下水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

		資本金 自己資本金	資　本 剰余金	未　処　分 利益剰余金
当年度末残高		4,232,312,286	291,412,540	29,925,149
議会の議決による処分額	利益積立金の積立	0	0	△29,925,149
処分後残高		4,232,312,286	291,412,540	（繰越利益剰余金） 0

令和６年８月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁